

福岡医発第 3362 号（地）

令和 7 年 3 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 6 年 11 月 1 日に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法につきましては、令和 6 年 7 月 4 日付け福岡医発第 1069 号（地）等にてご連絡申し上げておりましたが、今般、標記の件について、厚生労働省より日本医師会を通じて改めて周知依頼がありました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的として、以下の内容等が義務付けられております。

- （１）取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止する
- （２）就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備

詳細につきましては、公正取引委員会のホームページに、本法の内容について説明した資料やＱ＆Ａ、解説動画などが公開されておりますので、ご参照ください。

また、本法に関する相談については、行政機関（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へご連絡をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくをお願いいたします。

【公正取引委員会ホームページ】

URL: https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

※別添事務連絡 1 に記載の「フリーランス・トラブル 110 番」は、フリーランスの方の相談窓口であり、発注事業者の方は対象外です。

令和 7 年 3 月 21 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

（公印省略）

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等について（協力依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法につきましては、これまでもご連絡してきたところです（令和 6 年 1 月 17 日付日医発第 1256 号（経理・人事）、平成 6 年 1 月 18 日付日医発第 1257 号（地域・介護）他）。今般、厚生労働省医政局総務課他よりあらためて周知協力依頼がありました。

- 本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、
 - （１）取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、
 - （２）就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。
- 公正取引委員会のホームページに、本法の内容について説明した資料や Q & A、解説動画などが公開されていますので、ご参照の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。（※本文書にリーフレット、パンフレットを添付いたします）
https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html
なお、事務連絡の 1 に記載の「フリーランス・トラブル 110 番」は、フリーランスの方の相談窓口であり、発注事業者の方は対象外です。
- 都道府県医師会等において医療機関を対象とした説明会を実施する場合に、公正取引委員会等の職員に講師を依頼することが可能です。
- 本法に関する相談については、行政機関（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へご連絡をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年3月18日

公益社団法人日本医師会 御中

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス・事業者間取引適正化等法担当室
厚生労働省医政局総務課

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等について（協力依頼）

平素から、医療行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）が、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

（１）取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

（２）就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は、本法の周知啓発に取り組んでおり、この一環として、昨年から説明会の開催等について御協力をお願いしているところですが、施行後においても本法の周知徹底に向けた取組が必要となります。

貴会におかれましては、これまでも、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、改めて本法の周知徹底のため、下記の３点について、貴会の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１．フリーランス・事業者間取引適正化等法等の周知について

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、パンフレット、Ｑ＆Ａ、リーフレット、解説動画など各種コンテンツを公開しておりますので、都道府県医師会等に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

【本法の内容に関する御案内】

法律の主要なポイント、解説動画、パンフレット、Ｑ＆Ａ、リーフレット等はこちらを御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

※ 公正取引委員会のページに移動しますが、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

また、フリーランスと発注者等の取引上のトラブルなどについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル 110 番）を設置していますので、併せて御活用ください。

【フリーランス・トラブル 110 番】

0120-532-110（通話無料/受付時間 9:30～16:30（土日祝日を除く）

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

2. 貴会及び都道府県医師会等による説明会開催の検討及び実施

御希望に応じ、貴会又は都道府県医師会等が主催する医療機関等向けの説明会・研修会に公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の職員を講師として派遣させていただきます。

講師派遣の依頼は、施行後も引き続き、随時受け付けております。また、これまでに開催実績がある団体からの申込みも可能となっておりますので、説明会・研修会の開催について積極的に御検討いただけますと幸いです。

【説明会への講師派遣の問い合わせ先】

●公正取引委員会事務総局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室

03-3581-5471（代表）

●中小企業庁事業環境部取引課

03-3501-1511（代表）

●厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室

03-5253-1111（代表）（内線 7850、5108）

3. 本法に関する御相談窓口

本法に関する御相談がありましたら、行政機関（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）にご連絡いただきますよう、周知に御協力をお願いいたします。

【内容が取引の適正化に関するもの（本法第2章）の場合】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/freelance.html>

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shitauke/2024_freelancelaw.html

【内容が就業環境の整備に関するもの（本法第3章）の場合】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

以上

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

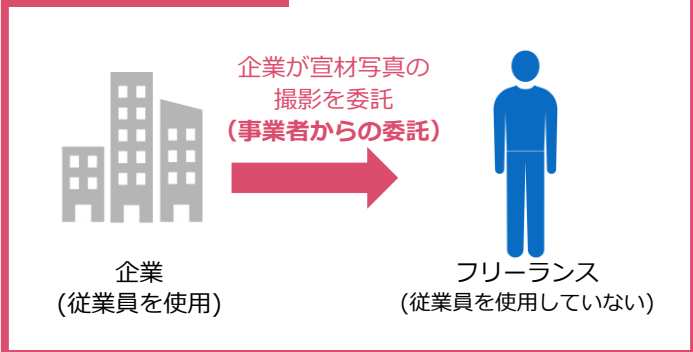
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

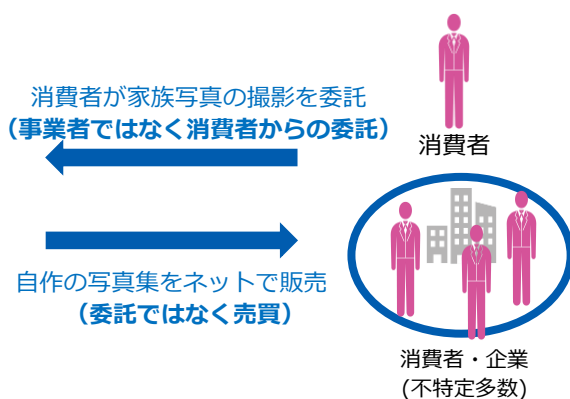
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



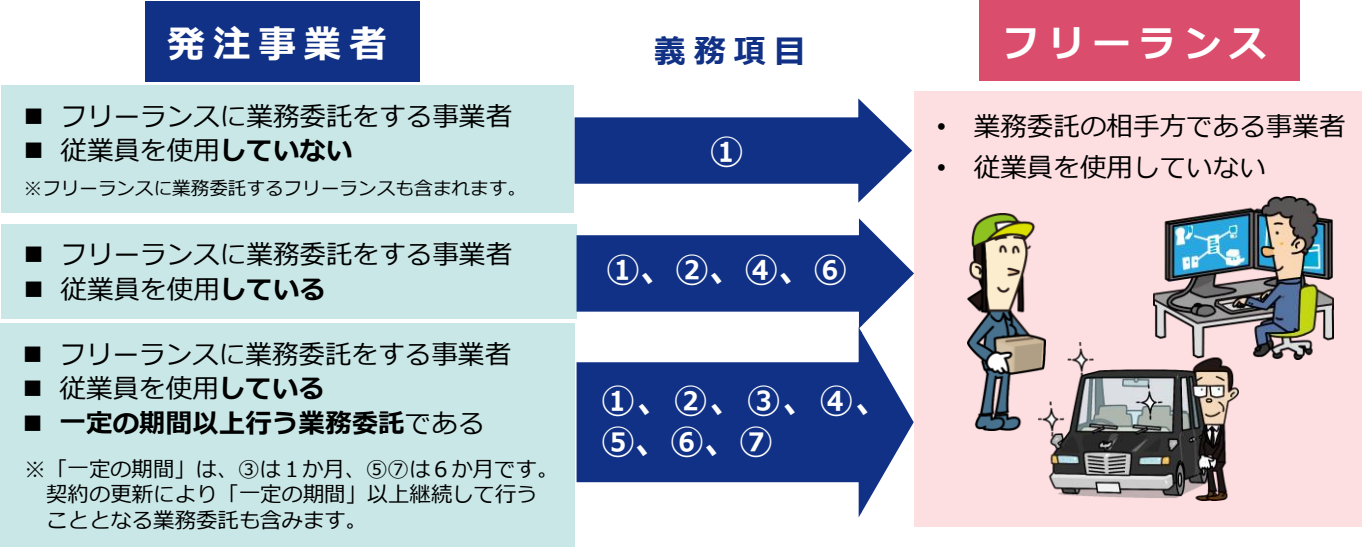
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「過労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる
**フリーランス・事業者間
取引適正化等法**

令和6年11月1日施行



本法は、フリーランスと取引する 全ての事業者が守らなければならない法律です

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、本法(フリーランス・事業者間取引適正化等法)です。

多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

目次	1 本法の概要	3
	2 法律上の定義	
	対象となる事業者	4
	対象となる取引の内容	5
	3 義務と禁止行為	
	取引の適正化	
	① 取引条件の明示義務(第3条)	6
	② 期日における報酬支払義務(第4条)	10
	③ 発注事業者の禁止行為(第5条)	14
	就業環境の整備	
	④ 募集情報の的確表示義務(第12条)	18
	⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)	20
	⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)	22
	⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)	24
	一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為	26
	4 違反行為への対応	28
	5 条文	29
	6 問い合わせ先	34

1 本法の概要

1 目的（第1条）

取引の適正化・就業環境の整備

2 本法の対象（第2条第1項、第5項、第6項）

フリーランス：「特定受託事業者」

発注事業者：「業務委託事業者」または「特定業務委託事業者」

3 義務と禁止行為（第3条～第5条、第12条～第14条、第16条）

本法の規制は、**取引の適正化**と**就業環境の整備**の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

（1）発注事業者（業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）

（2）発注事業者（特定業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

（3）発注事業者（特定業務委託事業者）が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買いたたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

4 違反への対応（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

報告徴収・立入検査

指導・助言

中小企業庁の措置請求

勧告

命令・公表

罰金・過料

※報復措置の禁止（第6条第3項および第17条第3項）

2 法律上の定義

対象となる事業者

本法では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

フリーランス 	【特定受託事業者】※1 業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの ① 個人であって、従業員を使用※2しないもの ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」(特定受託事業者である①の個人／特定受託事業者である②の法人の代表者)と定義
発注事業者 	【特定業務委託事業者】 フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの ① 個人であって、従業員を使用するもの ② 法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの 【業務委託事業者】 フリーランスに業務委託をする事業者 ここがPoint / フリーランスも含まれます

※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。

※2 従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

対象となる取引



事業者

業務を委託



フリーランス

事業者からフリーランスへの委託
つまり、「B to B」が対象

※ フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象となります。

※ 消費者との取引は対象外です。

対象とならない取引



消費者・事業者
(不特定多数)

委託ではなく売買



フリーランス

取引の相手方に事業者も含まれますが、**業務委託ではなく、単なる商品の販売行為であるため**対象外

ここがPoint /

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、**実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され**、本法は適用されません。

Q. いわゆる仲介事業者は、特定業務委託事業者に該当する？

単に仲介をしている場合には該当しませんが、フリーランスに対して再委託をしている場合や実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる場合には該当します。

実質的にフリーランスに業務委託をしているといえるかは、委託の内容(物品、情報成果物または役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等)への関与の状況等、契約および取引実態を総合的に考慮した上で判断します。

2 法律上の定義

対象となる取引の内容

本法の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者にも、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

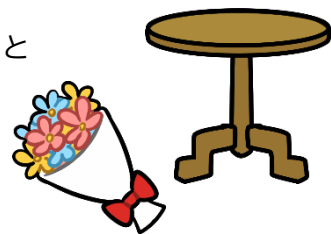
ここがPoint /

本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。
発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいいます。

- ・「物品」とは動産のことを意味し、不動産は対象に含まれません。
- ・「製造」とは、原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと
- ・「加工」とは、原材料に一定の工作を加えて価値を付加すること



情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいいます。

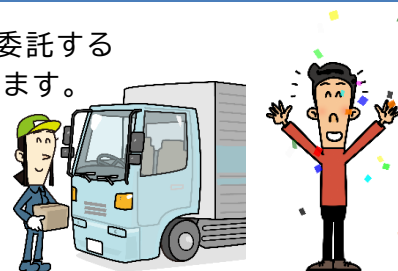
「情報成果物」は、具体的には次のものがあります。

- ・ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
- ・テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
- ・設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの



役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することをいいます。この「役務」には物品を修理することもあります。



ここがPoint /

本法と下請法(下請代金支払遅延等防止法)との違い

- ① 下請法では、建設業法における建設工事は対象外ですが、本法は業種・業界の限定がないため、建設工事も「業務委託」の対象となります。
- ② 下請法では、発注事業者が他者に提供する役務が対象となり、発注事業者が自ら用いる役務を他の事業者へ委託することは「役務提供委託」の対象外です。本法では、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも対象となります。

取引条件の明示義務（第3条）

口約束はダメ！
トラブルを防ぐための基本は、
取引条件の共通認識です

フリーランスに対し業務委託をした場合は、
直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。

ここがPoint /

- ☑ 取引条件の明示義務は、フリーランス同士の取引も対象であるため、発注事業者がフリーランスである場合にも義務が課されます。
- ☑ 明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、発注事業者が選択できます。電磁的方法とは、電子メール、SNSのメッセージ、チャットツールなどです。
- ☑ 電磁的方法で明示した場合であっても、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければなりません。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



お互いの認識の相違を減らして、取引上のトラブルを未然に防ぐことは、企業とフリーランスだけでなく、フリーランス同士での取引でも大切なことです。

明示すべき事項

① 業務委託事業者および特定受託事業者の名称

→発注事業者とフリーランス、それぞれの名称

ニックネームやビジネスネームで構いませんが、商号、氏名もしくは名称または番号、記号等であって業務委託事業者および特定受託事業者を識別できるものを記載する必要があります。

② 業務委託をした日

→発注事業者とフリーランスとの間で業務委託をすることを合意した日

③ 特定受託事業者の給付の内容

→フリーランスにお願いする業務の内容

給付の内容には、品目、品種、数量（回数）、規格、仕様などを明確に記載する必要があります。また、フリーランスの知的財産権が発生する場合で、業務委託の目的である使用の範囲を超えて知的財産権を譲渡・許諾させる際には、譲渡・許諾の範囲も明確に記載する必要があります。

④ 給付を受領または役務の提供を受ける期日

→いつまでに納品するのか、いつ作業をするのか

⑤ 給付を受領または役務の提供を受ける場所

→どこに納品するのか、どこで作業をするのか

⑥ 給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日

⑦ 報酬の額および支払期日

→具体的な報酬額を記載することが難しい場合は算定方法でも可能です。
支払期日は、具体的な支払日を特定する必要があります。

フリーランスの知的財産権の譲渡・許諾がある場合には、その対価を報酬に加える必要があります。フリーランスの業務に必要な諸経費を発注事業者が負担する場合、「報酬の額」は諸経費を含めた総額が把握できるように明示する必要があります。

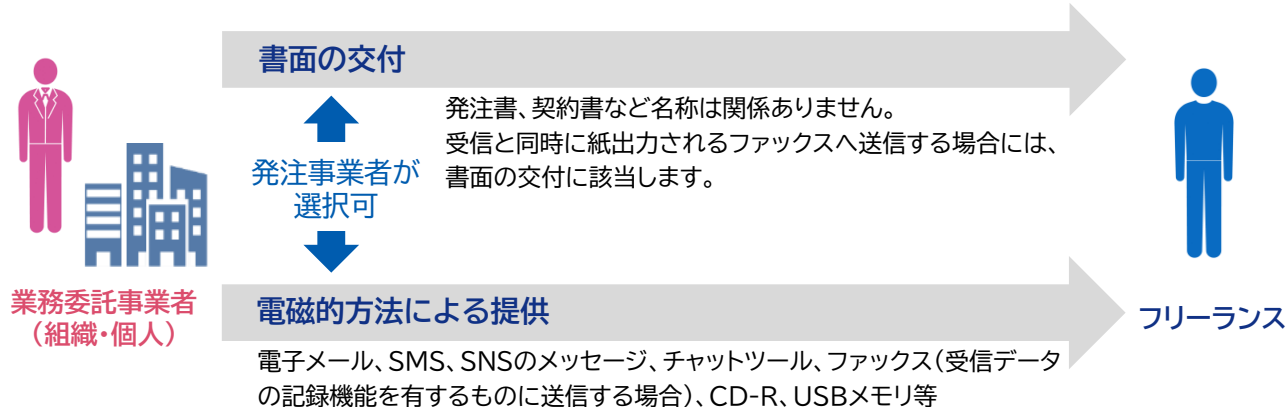
⑧ 現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

※ ⑥および⑧は該当する取引である場合のみ明示が必要な事項

取引条件の明示義務（第3条）

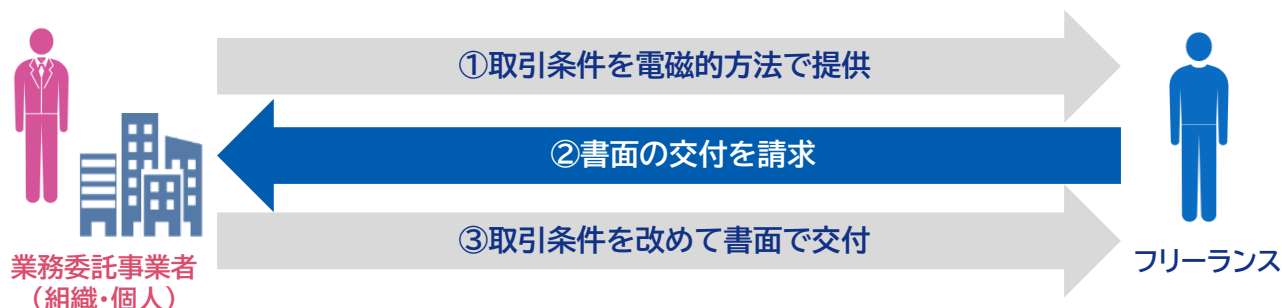
明示する方法

取引条件を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、発注事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。



電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

取引条件を電磁的方法により明示した場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



<フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合>

- フリーランスからの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
- 業務委託が、契約の締結も含め、インターネットのみを利用するものであり、発注事業者により作成された定型約款がインターネットを利用してフリーランスが閲覧することができる状態に置かれている場合(例:アプリ上で取引の全てが完結する場合)
- 既に書面の交付をしている場合

ここがPoint /

SNSのメッセージ機能により取引条件を明示する場合の注意点

- ① SNSのメッセージ機能は、送信者が受信者を特定して送信できるものに限定されます。インターネット上に開設しているブログやウェブページ等への書き込み等は認められません。
- ② SNSのサービス終了によって明示の内容が確認できないために、フリーランスが書面の交付を請求した時には、発注事業者は書面で交付する必要があります。

取引条件の明示義務（第3条）

明示の事例 ①

書面の交付

発 注 書

① 殿 ② 発注日：令和〇年〇月〇日

下記のとおり、発注いたします。 ① ○〇株式会社

④ 納期：令和〇年〇月〇日
 ⑤ 提出先：...@...co.jpにメールで提出
 ⑥ 検査完了日：令和〇年〇月〇日
 ⑦ 支払期日：令和〇年〇月〇日
 ⑧ 支払方法：全額現金払い※

合計金額 ⑦ 円（税込）

No.	品名、規格・仕様など	数量	金額
	③		
		小計	
		消費税	
		合計	

備考 ※金融機関への口座振込となります。口座振込にかかる振込手数料は当社が負担します。

「書面」は「契約書」でなくても大丈夫！書面の様式は定められていないので、取引内容に応じて適切な書面を作成すれば問題ありません。



明示すべき事項

- ① 業務委託事業者および特定受託事業者の名称
- ② 業務委託をした日
- ③ 特定受託事業者の給付の内容
- ④ 給付を受領または役務の提供を受ける期日
- ⑤ 給付を受領または役務の提供を受ける場所
- ⑥ 給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 報酬の額および支払期日
- ⑧ 現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関する事

明示の事例 ②

電磁的方法による提供

●●様

次のとおり発注しますので、よろしくお願いいたします。

1. 発注日：令和●年●月●日
 2. 発注内容：●●の制作
 （数量 ●個、規格▲▲）
 3. 納期：令和●年●月●日
 4. 納品場所：本社●●係
 5. 検査完了日：令和●年●月●日
 6. 報酬額：●●●円(税込)※
 7. 支払期日：令和●年●月●日

※金融機関への口座振込にかかる振込手数料は当社が負担します。

株式会社▲▲ 担当■■■

電磁的方法のポイントと注意点

Q. URLの記載やPDFの添付でもいい？

メッセージの本文に明示事項を記載する方法だけでなく、明示事項が掲載されたウェブページのURLをメッセージに記載する方法やメッセージにPDF等の電子ファイルを添付して送る方法も認められます。

Q. 注意することは何？

SNSのメッセージ等を利用する場合は、メッセージが削除されたり、閲覧ができなくなる可能性もあるため、発注事業者・フリーランス双方で、その場合の対応を事前に決めておいたり、スクリーンショット等で明示された内容の保存を行うとよいでしょう。

取引条件の明示義務（第3条）

明示の事例 ③

共通事項がある場合

取引条件について、支払方法や検査期間など個々の発注に一定期間共通して適用される事項（共通事項）がある場合には、あらかじめ共通事項とその有効期間を別の書面または電磁的方法で明示しておけば個々の発注の際には明示が不要です。ただし、この場合、個々の発注時に、共通事項との関連付けをする必要がありますので、例えば、「報酬の支払方法、支払期日、検査完了期日は、現行の「支払方法等について」のとおり」などと書面または電磁的方法により参照元を明示する必要があります。

Q. 共通事項の明示で気をつけることは？

共通事項が有効となる期間を明示しましょう。また、発注事業者は、定期的に、明示した共通事項の内容について、自ら確認するとともに、社内の購買・外注担当者に周知徹底しましょう。

明示の事例 ④

算定方法による「報酬の額」の明示

フリーランスに業務を委託する際に「報酬の額」について具体的な金額を明示することが困難なやむを得ない事情がある場合には、算定方法を明示することも認められます。

算定方法は、報酬の額の算定根拠が確定すれば、具体的な額が自動的に確定するものである必要があります。また、単価表など、算定方法の記載で引用するものがある場合は、「報酬については、別紙の単価表に基づき算定した金額に、業務に要した交通費、〇〇費、▲▲費の実費を加えた額となります。」などと明示し、さらに、具体的な金額の確定後には、速やかに金額を明示する必要があります。

明示の事例 ⑤

未定事項がある場合

明示事項のうち、その内容が定められないことに正当な理由があるもの（未定事項）については委託時に明示する必要はありません。未定事項がある場合、**その内容が定められない理由と、未定事項の内容が決まる予定日を委託時に明示（当初の明示）する必要があります。**

また、未定事項が決まったら、直ちに明示（補充の明示）する必要があります。その際、当初の明示との関連性が分かるようにする必要があります。

取引条件の明示（当初の明示）



- ・未定事項以外の明示事項
- ・未定事項の内容が定められない理由
- ・未定事項の内容を定めることとなる予定期日



未定事項が決まったら、直ちに

※ 当初の明示と補充の明示は、相互の関連性が明らかになるようにする必要があります。

取引条件の明示（補充の明示）



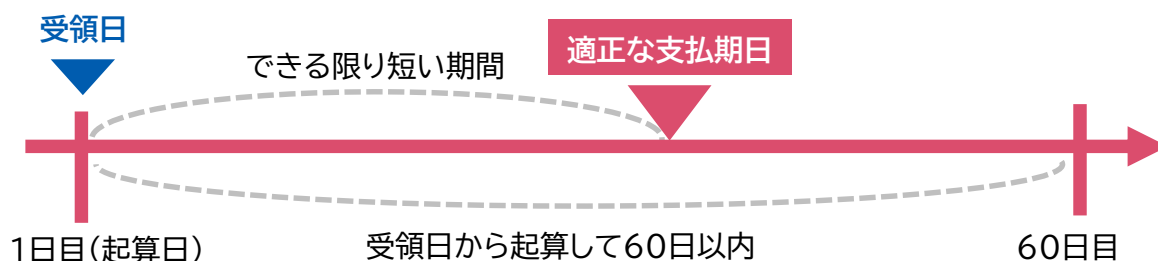
- ・確定した事項
- ・当初の明示との関連性を示す記載
(記載例)
この書面(通知)は、〇年〇月〇日付け発注書の記載事項を補充するものです。



期日における報酬支払義務（第4条）

報酬の支払日を明確にし、その日までにきちんと報酬が支払われるようにするための義務です！

発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。



\ここがPoint /

- ☑ 支払期日(=支払日)は、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で定め、定めた支払期日は必ず守る必要があります。
- ☑ 支払期日を定めなかった場合などの支払期日は、次のとおりとなります。
 - ① 支払期日を定めなかったとき
⇒ 物品等を実際に受領した日
 - ② 給付を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき
⇒ 受領した日から起算して60日を経過する日
- ☑ 再委託である場合は、必要事項を明示した場合に、例外的に、元委託支払期日から30日以内のできる限り短い期間内に、支払期日を定めることができます。(➡12ページ参照)

支払期日を定める際の起算日(給付を受領した日)は、次のとおりです。

起算日(給付を受領した日)

物品の製造・加工委託

検査の有無は関係なく、発注事業者が、物品を受け取り、自己の占有下に置いた日

情報成果物の作成委託

- ・ 情報成果物を記録した電磁的記録媒体(USBメモリ、CD-R等)を受け取り、自己の占有下に置いた日
- ・ 電気通信回線を通じて発注事業者の用いる電子計算機内に記録されたとき

役務の提供委託

- ・ 個々の役務の提供を受けた日
- ・ 役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日
(例) A地点からB地点までの運送に2日間かかる場合など

※ 委託内容と適合していないなど、フリーランスの責めに帰すべき事由があり、報酬の支払前にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の給付を受領した日が支払期日の起算日になります。

※ 情報成果物の作成委託、役務の提供委託では、起算日に関する例外がありますので、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の19、20ページをチェックしてください。

期日における報酬支払義務（第4条）

支払期日の定め方

支払期日は、具体的な日を特定できるよう定める必要があります。

支払期日の記載例

○ (良い例)	●月●日支払 毎月●日締切、翌月●日支払
× (違反例)	●月●日まで ●●日以内

「まで」「以内」という記載は、いつが支払期日なのか具体的な日を特定できないため、支払期日を定めているとは認められません。



月単位の締切制度

毎月の特定期日に報酬を支払うこととする月単位の締切制度を用いた支払期日（例：毎月●日締切、翌月●日支払）とすることも認められます。

月単位の締切制度を採用する場合でも、給付を受領した日から60日以内に支払を行う必要があるため、月の初めに受領した分の支払が60日以内に行われるよう、毎月末日締切にする場合には、翌月末日までに支払期日を設定する必要があります。

また、「受領した後60日以内」を「受領した後2か月以内」として運用するため、31日までである月も、30日までしかない月も、同じく1か月として考えます。

例：毎月末日締切、翌月末日支払 ○：受領した日 ●：支払期日

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	締切日				31	1	2	3	4	5	6

60日以内

Q. 支払期日が金融機関の休業日に当たるときに、翌営業日に支払っても問題ありませんか？

支払日が金融機関の休業日に当たる場合には、

- 支払を順延する期間が2日以内である場合であって、
- 支払日を金融機関の翌営業日に順延することをあらかじめ書面または電磁的方法で合意しているとき

は、結果として給付を受領した日から60日を超えて報酬が支払われても問題とはしません。

なお、順延後の支払期日が給付を受領した日から60日以内である場合には、

あらかじめ順延することを書面または電磁的方法で合意していれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題とはしません。

期日における報酬支払義務（第4条）

再委託の場合における支払期日の例外

元委託者から受けた業務の全部または一部を、発注事業者がフリーランスに再委託し、かつ、通常明示すべき事項に加えて、必要事項を明示した場合、フリーランスへの報酬の支払期日は、**元委託支払期日から起算して30日以内**の**できる限り短い期間内で定めることができます。**



明示すべき事項

再委託の場合における支払期日の例外（再委託の例外）を適用する場合には、取引条件を明示する際に、通常明示すべき事項に加えて、次の3つの事項を明示する必要があります。

- ① 再委託である旨
- ② 元委託者の名称（識別できるもの）
- ③ 元委託業務の対価の支払期日

元委託者から前払金の支払を受けた時の適切な配慮

再委託の場合における例外的な支払期日を定めた場合、発注事業者が元委託者から前払金の支払を受けたときには、発注事業者は、フリーランスに対して、フリーランスが資材の調達などの業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をする必要があります。



適切な配慮としては、例えば、業務委託の着手に当たり、フリーランスのみが費用を要する場合には、フリーランスに元委託者から支払を受けた前払金の全部を支払うことが望ましいです。

期日における報酬支払義務（第4条）

再委託に関するよくある質問にお答えします！

Q.再委託の場合における支払期日の例外があるのはどうして？

発注事業者の中には、小規模な事業者や従業員を使用する個人事業主が含まれます。

これらの事業者にとっては、自身が発注元である元委託者から支払を受けていないにもかかわらず、再委託先のフリーランスに報酬を支払わなければならないことは、事業経営上大きな負担を生ずることになります。このため、再委託の場合に特別な支払期日の設定を認めることとしています。



「再委託の例外」で認められている支払期日にしなくても支払が可能であれば、フリーランスから給付を受領した日から60日以内のできる限り早い日に、支払期日を定めて、支払うことが望ましいです。

Q.再委託の場合には、必ず、①再委託である旨、②元委託者の名称、③元委託業務の対価の支払期日を明示しなければならないの？

再委託の例外は、再委託である場合に必ず適用されるものではなく、また、適用しなければいけないものでもありません。

そのため、再委託の例外を適用した支払期日を定める必要がある場合のみ、通常明示すべき事項に加えて、3つの明示事項を明示してください。

Q.元委託者から支払期日より早く報酬が支払われた場合、フリーランスへの支払も早くしなければいけないの？

再委託の例外は、実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と発注事業者との間で定められた支払の予定期日を起算日として考えるため、元委託者から元委託支払期日より早く報酬を支払われたとしても、フリーランスとの間で定めた支払期日までに支払を行えば問題にはなりません。



逆に、元委託者から発注事業者への報酬の支払が、元委託支払期日より遅れたとしても、フリーランスへの報酬の支払を遅らせることはできません。

発注事業者の禁止行為（第5条）

禁止行為は
やらないことが当たり前！

フリーランスに【1か月以上※】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要です。

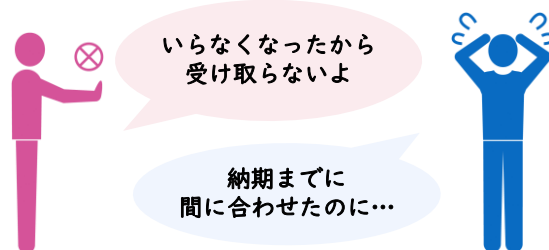
※ 1か月の始期と終期などの考え方については、26ページをご覧ください。

7つの禁止行為

- ① 受領拒否
- ② 報酬の減額
- ③ 返品
- ④ 買ったたき
- ⑤ 購入・利用強制
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

① 受領拒否

フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むことです。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延期することで、あらかじめ定めた納期に受け取らないことも受領拒否に当たります。



違反となる例

小売店

デザイナー

売れ行き不振を理由として、ジュエリーデザイナーに製作を委託したアクセサリーの一部をキャンセルし、受領しなかった。

システム開発会社

システムエンジニア

取引先からの仕様変更を理由として、あらかじめ定めた納期に、フリーランスが当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。

アニメーション制作会社

アニメーター

放送中のアニメーションの原画作成をアニメーターに委託したが、アニメーションの放送が打ち切りになり原画が不要になったことを理由として、受領しなかった。

発注事業者の禁止行為（第5条）

② 報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



業績が悪化したから
支払う予定だった報酬
から引いておくれ



そんな…

違反となる例

ゲーム開発会社

イラストレーター

キャラクターのデザインの作成を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、あらかじめ定めた額より引き下げた報酬の額を支払っていた。

ネイルサロン

ネイリスト

運営するネイルサロンにおける施術を委託しているところ、店内内装の充実のため「協力金」と称して、報酬の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて報酬を支払った。

部品メーカー

金属加工職人

金属加工職人に委託している部品の製造について、単価引下げの合意前に委託した部品について、引き下げられた単価を遡って適用することとし、引下げ前の単価で計算された報酬の額と引下げ後の単価で計算された報酬の額との差額を差し引いて報酬を支払った。

出版社

記者

記者との合意がないにもかかわらず、報酬を記者の銀行口座に振り込む際の手数料を、報酬の額から差し引いていた。

③ 返品

フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせることです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められます。



売れ残ったから
返品するね



返品されても
困るよ…

違反となる例

イベント企画会社

フラワーデザイナー

イベントで販売する生花のブーケの製造を委託し、納品されたブーケを一旦受領したが、イベント終了後に売れ残ったブーケについて、不要になったことを理由として引き取らせた。

工芸品メーカー

伝統工芸職人

自社のロゴを入れた工芸品の製造を委託しているところ、納品された工芸品を一旦受領したが、前回までの発注時には問題としていなかったような個体差を理由として引き取らせた。

広告制作会社

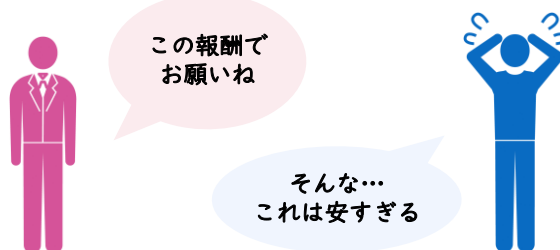
イラストレーター

イラストレーターに制作を委託した広告のイラストについて、納品されたイラストを一旦受領したが、広告が中止になり取引先からキャンセルされたことを理由としてイラストを返品した。

発注事業者の禁止行為（第5条）

④ 買ったとき

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めることです。買ったときは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際に規制されるものです。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要です。



違反となる例

工務店

→ 一人親方

自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改定する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

食品メーカー

→ 映像クリエイター

自社商品の広告動画の制作を委託したところ、見積書作成時よりも納期を大幅に短縮して発注したにもかかわらず、当初の見積額にすることによって、通常対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

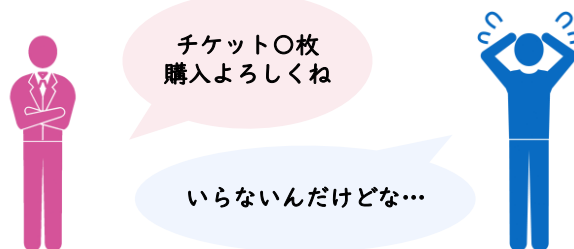
買ったときに該当するかどうかはどのように判断されるのか

次の①～④のような要素を勘案して、総合的に判断します。

- ① 報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

⑤ 購入・利用強制

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させることです。



違反となる例

冠婚葬祭業者

→ ナレーター(司会者)

運営する結婚式場で行う披露宴等の司会を委託しているところ、発注担当者から、式場で提供しているおせち料理、クリスマスケーキ等の購入を要請し、購入させた。

番組制作会社

→ カメラマン

自社が制作する放送コンテンツの撮影を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画のチケットを、目標枚数を定めて購入させた。

注意ポイント

発注事業者とフリーランスでは、取引の関係において、発注事業者の立場が強く、フリーランスの立場は弱くなる傾向があります。そのような場合、フリーランスが依頼を拒否できない場合もあることから、発注事業者に強制的な認識がなくても、事実上、フリーランスに購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、購入・利用強制に該当しますので注意しましょう。

発注事業者の禁止行為（第5条）

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害することです。名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接の利益とならない場合が対象となります。



これもついでに
タダでよろしく

なんで
こんなことまで…



違反となる例

運送会社

運送ドライバー

荷物の運送のみを委託しているにもかかわらず、委託内容には含まれていない荷積み作業を無償で行わせた。

音楽制作会社

作曲家

自社が制作する楽曲の候補となる複数の楽曲案の制作を委託し、採用した楽曲については知的財産権を自社に譲渡する契約としていたところ、採用した楽曲に加えて、採用しなかった楽曲の知的財産権を無償で譲渡させた。

⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害することです。発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかりと負担する必要があります。



発注キャンセルするから
支払はなしね

もう作業始めてるから費
用かかっているのに…



違反となる例

ソフトウェア開発会社

プログラマー

新規ソフトウェアのプログラム作成を委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせた。

ラジオ番組制作会社

放送作家

ラジオ番組の台本の作成を委託したところ、内容を確認した上で台本を受領したにもかかわらず、取引先の意向により台本を大幅に修正させたが、修正作業に伴う追加の費用を支払わなかった。

イベント企画会社

シェフ(料理人)

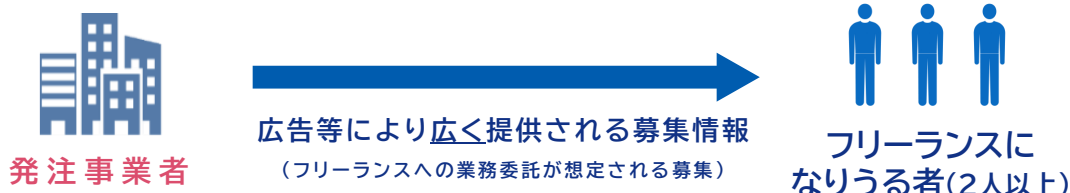
自社が開催するイベントで提供する料理の企画・調理を委託したところ、その後、イベントが中止になったことを理由に委託を取り消したが、シェフが準備のために支出した費用を負担しなかった。

募集情報の的確表示義務（第12条）

フリーランスと発注事業者
との間の取引上の
トラブルなどを
防ぐための義務です！

発注事業者は、広告等^(※)によりフリーランスを募集する際は、その情報について、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

※ 広告等とは、①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等（メッセージ機能があるSNSを含む。）、⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等）をいいます。



発注事業者の義務

虚偽の表示の禁止

意図して募集情報を実際の就業に関する条件とは異なる表示とした場合や、実際には存在しない業務に関する募集情報を提供した場合などには、「虚偽の表示」に該当します。

法違反となる例

- 実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で募集情報を掲載する。
- 実際の報酬額よりも高額な報酬額の募集情報を表示する。

法違反とならない例

- 応募後、当事者間の合意に基づき、募集情報の条件から実際の契約条件を変更する。

誤解を生じさせる表示の禁止

一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば、以下のような点に留意してください。

留意点

- 報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示しない。
- 職種または業種について、実際の業務内容と著しく乖離する名称を用いない。
- フリーランスの募集と、労働者の募集が混同されるような表示をしない。

正確かつ最新の表示の義務

以下の措置を講じるなど、募集情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

主な措置の例

- 募集を終了・内容を変更したら、速やかに募集情報の提供を終了・内容を変更する。
- いつの時点の募集情報かを明らかにする。

ここがPoint /

他の事業者に募集を委託した場合には、情報の訂正・募集の終了・内容の変更を反映するよう他の事業者速やかに依頼する必要があります。

※ 情報の変更等を繰り返し依頼したにもかかわらず変更等がされなかった場合、発注事業者が法違反となるものではありません。

募集情報の的確表示義務（第12条）

的確表示義務の対象となる募集情報の事項

発注事業者は、フリーランスの募集内容のうち、①～⑤について表示する場合には、

- ☒ 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示となっていないか
- ☒ 正確かつ最新の内容となっているかを確認する必要があります。

募集情報の事項	具体的な内容の例
① 業務の内容	・成果物または役務提供の内容 ・業務に必要な能力または資格 ・検収基準 ・不良品の取扱いに関する定め ・成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲 ・違約金に関する定め など
② 業務に従事する場所・期間・時間に関する事項	・業務を遂行する場所、納期、期間、時間 など
③ 報酬に関する事項	・報酬の額（算定方法を含む） ・支払期日 ・支払方法 ・交通費や材料費等の諸経費（報酬から控除されるものも含む） ・成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価 など
④ 契約の解除・不更新に関する事項	・契約の解除事由 ・中途解除の際の費用・違約金に関する定め など
⑤ フリーランスの募集を行う者に関する事項	・フリーランスの募集を行う者の名称・業績 など

ここがPoint /

募集情報の掲載イメージ

実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で求人を掲載していませんか？（虚偽の表示の禁止）

労働者の募集と混同させる表示をしていませんか？（誤解を生じさせる表示の禁止）

デザイン・イラスト作成 株式会社〇〇	
業務委託 ⑤	最終更新日：●●年●月●日 掲載開始日：●●年●月●日
業務内容 ①	アプリを使用したデータ(Web漫画等)の カラーリング作業
納期 ②	毎月20日まで
期間	●●年●月～●月
報酬	1話ごと〇〇円
支払方法 ③	毎月●日に口座振込
交通費	なし

古い情報のまま掲載されていませんか？（正確かつ最新の表示の義務）

報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示していませんか？（誤解を生じさせる表示の禁止）

発注事業者が募集に当たって行うことが望ましい措置

フリーランスと発注事業者との募集情報に関する認識の違いをできるだけなくし、業務委託後の取引上のトラブルを防止するため、発注事業者は可能な限り、以下の措置を行うようにしましょう。

- ・上記①～⑤の事項について、可能な限り具体的な内容を募集情報に表示すること。
- ・募集に応じた者に対しても上記①～⑤の事項を明示するとともに、内容を変更する場合には、変更内容を明示すること。

6か月以上の業務委託における育児介護等と業務の両立を目的とした義務です！

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）

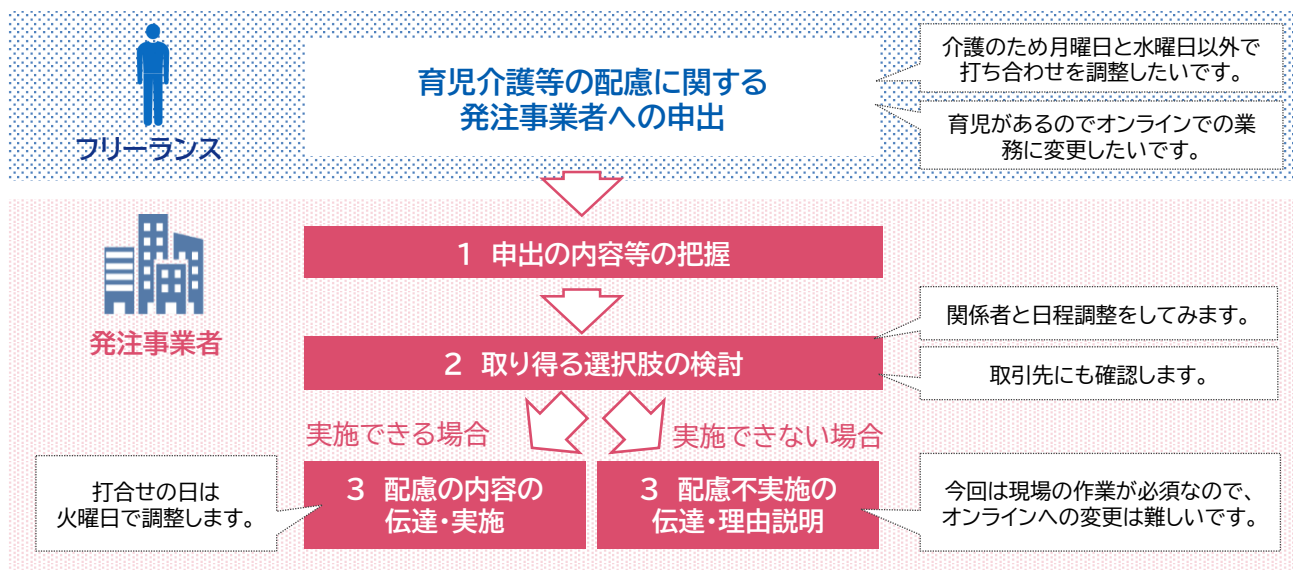
発注事業者は、フリーランスからの申出に応じて、

- ・ 6か月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児または介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。
- ・ 6か月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければなりません。

※ 業務委託の期間の考え方については、26ページをご覧ください。

発注事業者の義務

発注事業者は、フリーランスからの申出があった場合、次の1～3の配慮を行わなければなりません。



1 申出の内容等の把握

フリーランスから申出があった場合には、その内容を十分に把握することが必要です。

※ 申出の内容を共有する者の範囲は必要最低限にするなど、プライバシーの保護に留意しましょう。

法違反となる例

- 申出があったにもかかわらず、フリーランスの申出内容を無視する。

共有範囲については、
必要に応じてフリーラ
ンスの意向を確認して
対応するのが有効です。

2 取り得る選択肢の検討

フリーランスの希望する配慮や、取り得る対応を十分に検討することが必要です。

法違反となる例

- フリーランスから申出のあった配慮について実施可能か検討しない。

3 配慮の内容の伝達・実施／配慮不実施の伝達・理由の説明

配慮の内容や選択肢について十分に検討した結果、①業務の性質・実施体制等を踏まえると難しい場合や、②配慮を行うと業務のほとんどができない等契約目的の達成が困難な場合など、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、不実施の旨を伝達し、その理由について、必要に応じ、書面の交付・電子メールの送付等により分かりやすく説明することが必要です。

法違反となる例

- 配慮不実施としたにもかかわらず、その理由を説明しない。

円滑な配慮実施のためにはフリーランスが申出をしやすい環境整備が重要です。

①配慮の申出が可能であることや②配慮を申し出る際の窓口・担当者、配慮の申出を行う場合の手続等を周知しましょう。また、育児介護等に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いにくい状況がある場合には解消するための取組を行い、育児介護等への理解促進に努めましょう。

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）

ここがPoint /

配慮の具体例

ケース①

「つわりにより急に業務に対応できなくなる場合について相談したい」との申出に対し、そのような場合の対応についてあらかじめ取決めをしておくこと。

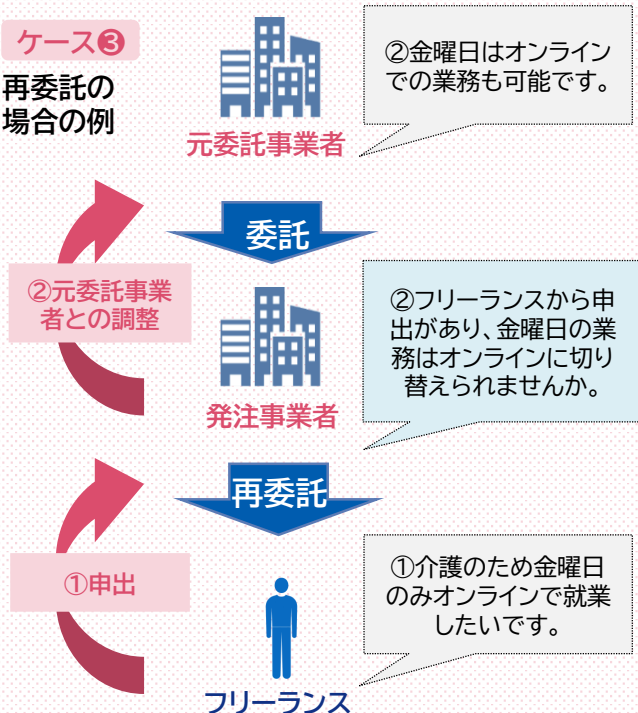
ケース②

「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること。

ケース③

別の事業者から委託された業務をフリーランスに再委託した場合に、「介護のため特定曜日にオンラインで就業したい」と申出があった際、元委託事業者に対して一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること。

ケース③ 再委託の場合の例



発注事業者による望ましくない取扱い

フリーランスからの申出を阻害すること

該当する例

- 膨大な資料の提出など、申出の手続きをわざと煩雑・過重負担になるようにすること。
- 発注事業者の役員または従業員が、申出をためらわせるような言動を行うこと。

フリーランスが申出をしたことまたは配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱い(※)を行うこと

該当する例

- フリーランスが出産に関する配慮を受けたことを理由として、現に役務を提供しなかった業務量に相当する分を超えて報酬を減額すること。
- フリーランスが育児介護等の配慮を受けたことを理由として、発注事業者の従業員が繰り返し・継続的に嫌がらせ的な言動を行い、フリーランスの能力発揮や業務の継続に悪影響を生じさせること。

※ 申出をした、または配慮を受けたこととの間に因果関係がある行為であるかが判断基準になります。

該当しない例

- 育児のためこれまでよりも短い時間で業務を行うこととなったフリーランスについて、就業時間の短縮により減少した業務量に相当する報酬を減額すること。
- 配慮の申出を受けて話し合いをした結果、フリーランスが従来の数量の納品ができないことがわかったため、その分の取引の数量を削減すること。

「契約の解除その他不利益な取扱い」となる行為の例

- ① 契約の解除を行うこと。
- ② 報酬を支払わないことまたは減額を行うこと。
- ③ 給付の内容を変更させることまたは給付を受領した後に給付をやり直させること。
- ④ 取引の数量の削減
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 就業環境を害すること。

②について、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減ずることがあった場合などは、

- ☒ 不利益な取扱いに該当する(第13条の望ましくない取扱いに該当する) ほか
- ☒ 第4条(期日における報酬支払義務)や第5条(禁止行為)に違反する場合もあるので、注意が必要です。

ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることを防ぐための義務です！

ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

業務委託におけるハラスメントの類型

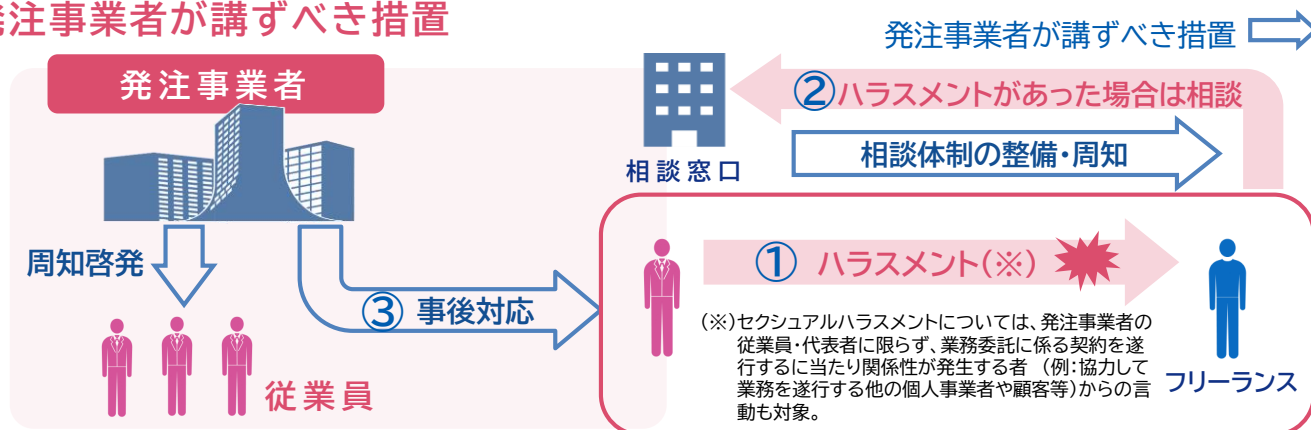
【セクハラ】 セクシュアル ハラスメント	対価型	性的な言動に対するフリーランスの対応により、契約の解除等の不利益を受けること。 (例) フリーランスに対し性的な関係を要求したが拒否されたため、フリーランスとの契約を解除すること。
	環境型	フリーランスの就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じること。 (例) 発注事業者の雇用する従業員が、同じ事業所において就業するフリーランスに関係する性的な内容の情報を意図的かつ継続的に広めたため、フリーランスが苦痛に感じて仕事が手につかないこと。
【マタハラ】 妊娠・出産等に 関する ハラスメント	状態への 嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産したこと、つわりなどにより業務を行えないことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・妊娠したことなどのみを理由として嫌がらせ等をするもの。 ・妊娠したことなどのみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。
	配慮申出等への 嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産に関して法第13条の配慮の申出をしたことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・申出をしないように言うなど、配慮の申出を阻害するもの。 ・配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの。 ・配慮の申出等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。
【パワハラ】 パワー ハラスメント	定義	業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③フリーランスの就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。
	身体的な攻撃 (例)殴打・足蹴りを行うこと。	過大な要求 (例)明確な検収基準を示さずに嫌がらせのためにフリーランスの給付の受領を何度も拒み、やり直しを強要すること。
	精神的な攻撃 (例)契約内容に基づき成果物を納品したにもかかわらず正当な理由なく報酬を支払わないことまたは減額することを、度を超えて繰り返し示唆するまたは威圧的に迫ること。	過小な要求 (例)気に入らないフリーランスに対して嫌がらせのために業務委託契約上予定されていた業務や役割を与えないこと。
	人間関係からの切り離し (例)一人のフリーランスに対して、発注事業者の雇用する従業員が集団で無視をし、事業所で孤立させること。	個の侵害 (例)フリーランスを事業所外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。

- ・ 業務委託契約締結後のフリーランスについては、次の契約締結に関連する言動も含め、その業務委託を遂行する場合または場面において行われる就業環境を害するものなどは、上記のハラスメントに該当します。
- ・ 報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減ずることがあった場合において、上記のハラスメントに該当する言動があったときは、

- ☒ 業務委託におけるハラスメントに該当することがあるほか、
 - ☒ 第4条(期日における報酬支払義務)や第5条(禁止行為)に違反する場合
- もあるので、注意が必要です。

ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

発注事業者が講ずべき措置



1 ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発

- ① 発注事業者の方針等の明確化と社内（業務委託に係る契約担当者等）へ周知・啓発すること。
- ② ハラスメント行為者に対しては厳正に対処する旨の方針を就業規則などに規定すること。

例

- ① 社内報、社内ホームページなどに方針を記載して配布する。研修、講習などを実施する。
- ② 就業規則などで、ハラスメントを行った者に対する懲戒規定を定め、労働者に周知・啓発する。

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ① 相談窓口を設置し、フリーランスへ周知すること。
- ② 相談窓口担当者が相談に適切に対応できるようにすること。

※ 専用アプリやメールなどの対面以外の方法により相談を受け付ける場合、相談を行ったフリーランスにとって、相談が受理されたことを確実に認識できる仕組みが必要です。

例

- ① 外部機関への相談対応の委託、相談対応の担当者や相談対応制度の設置をする。業務委託に係る契約書やメール、フリーランスが定期的に閲覧するイントラネットなどに相談窓口の案内を記載する。
- ② 相談窓口担当者向けのマニュアルを作成し、マニュアルに基づき対応する。

従業員向けの相談窓口を、フリーランスも利用できるようにすることも可能です。

3 業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ① 事案についての事実関係を迅速かつ正確に把握すること。
- ② 事実関係の確認ができた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に実施すること。
- ③ 事実関係の確認ができた場合、行為者に対する措置を適正に実施すること。
- ④ ハラスメントに関する方針の再周知・啓発などの再発防止に向けた措置を実施すること。

※ セクシュアルハラスメントについては、性的な言動の行為者が他の事業者などである場合には、必要に応じて、他の事業者などに事実関係の確認や再発防止に向けた措置への協力を求めることも含まれる。

例

- ① 相談者と行為者の双方から事実関係を確認する。必要に応じて、第三者からも事実関係を聴取する。
- ② 事案の内容などに応じ、被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助や被害者の取引条件上の不利益の回復などを行う。
- ③ 業務委託におけるハラスメントに関する規定等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を講ずる。
- ④ 従業員に対して業務委託におけるハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習等を改めて実施する。

4 併せて講ずべき措置

- ① 上記1～3の対応に当たり、相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員およびフリーランスに対して周知すること。
- ② フリーランスが相談をしたこと、事実関係の確認などに協力したこと、労働局などに対して申出をし、適当な措置を求めたことを理由に契約の解除などの不利益な取扱いをされない旨を定め、フリーランスに周知・啓発すること。

発注事業者が行うことが望ましい取組

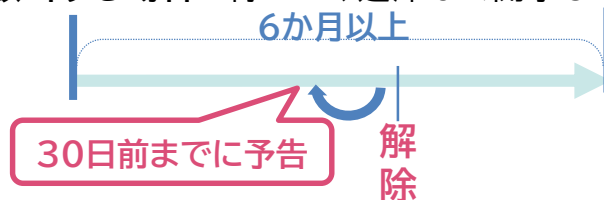
- 契約交渉中の者に対しても、上記1と同様の方針を併せて示し、相談があった場合には、上記1～4の措置も参考にしつつ必要に応じて適切な対応を行うよう努めること。
- 元委託事業者の事業所で就業する場合などにおいては、元委託事業者にもフリーランスに対するハラスメント対策の重要性についての理解を求め、連携してハラスメント対策を行うこと。等

中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

フリーランスが

次の取引に円滑に移行するための義務です！

- ・発注事業者は、①6か月以上の期間で行う業務委託について、②契約の解除または不更新をしようとする場合、③例外事由に該当する場合を除いて、解除日または契約満了日から30日前までにその旨を予告しなければなりません。
- ・予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を発注事業者に請求した場合、発注事業者は、例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければなりません。



事前予告義務の対象となる業務委託

STEP1 6か月以上の期間で行う業務委託に該当すること

- ・① 6か月以上の業務委託だけでなく、②契約の更新により6か月以上継続して行うこととなる業務委託を指します。

※ 基本契約を締結している場合には、個別契約ではなく基本契約をもとに期間を判断します。

※ 基本契約が締結されている場合には、業務委託契約の一部をなしているものとして、基本契約に基づく個別契約だけでなく基本契約についても予告義務の対象となります。

業務委託の期間の考え方については、26ページをご覧ください。

STEP2 契約の解除または不更新に該当すること

- ・「契約の解除」とは、発注事業者からの一方的な契約の解除を指します。
 - ※ フリーランスからの解除は含みません。また、発注事業者とフリーランスの間の合意に基づく解除の場合も「契約の解除」に該当しませんが、フリーランスの自由な意思に基づくものであることが必要です。
 - ※ 発注事業者とフリーランスの間で、「一定の事由がある場合に事前予告なく解除できる」と定めていた場合も、例外事由に該当しない限り、直ちに事前予告が不要とはなりませんので留意が必要です。
- ・「契約の不更新」とは、発注事業者が不更新をしようとする意思を持って、契約満了日から起算して1か月以内に次の契約を締結しない場合を指します。該当する例、該当しない例は以下のとおりです。

該当する例

- 切れ目なく契約の更新がなされているまたはなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合
- 断続的な業務委託契約であって、発注事業者がフリーランスとの取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合

該当しない例

- 業務委託契約の性質上一回限りであることが明らかである場合
- 断続的な業務委託契約であって、発注事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合

「契約の不更新」には該当しませんが、次の契約申込みを行わないことが明らかになった時点でその旨を伝達することが望ましいです。

STEP1とSTEP2の両方に該当する場合、解除日または契約満了日から30日前までに解除または更新しない旨の予告が必要です。

【例外】事前予告の例外事由に該当する場合には予告が不要となります

- ・次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告が不要です。
 - ① 災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合
 - ② フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
 - ③ 業務委託の期間が30日以下など短期間である場合
 - ④ フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合
 - ⑤ 基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合

中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

理由開示の例外事由

事前予告の例外事由に該当する場合は、そもそも事前予告が不要ですので、理由開示義務はかかりません。

予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を発注事業者に請求した場合、発注事業者は、次の例外事由を除いて、遅滞なく開示しなければなりません。

（例外事由）

①第三者の利益を害するおそれがある場合、②他の法令に違反することとなる場合

事前予告・理由開示の方法

事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファックス、③電子メール等^(※)のいずれかの方法で行わなければなりません。

（※）電子メールのほか、SMSやSNSのメッセージ機能などのうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるものをいいます。ブログやウェブページなどへの書き込みなどのように、特定の個人が第三者に閲覧させることを主な目的とする手段は含まれません。

SNSなどで事前予告をする場合、情報の保存期間が一定期間に限られている場合もあることから、発注事業者はフリーランスに対し、ファイルをダウンロードしておくなどして情報を保存するよう伝えることがトラブル防止のために有効です。

中途解除の事前予告に関するQ&A

Q1. 予告の到達時点はどのように考えれば良いでしょうか。

A1: ファックス装置または通信端末機器に到達した時を指します。

ウェブメールサービス、クラウドサービスなど、必ずしも機器に到達しない方法による場合は、通常であればフリーランスが内容を確認し得る状態になった場合に予告がフリーランスに到達したものとみなします。なお、争いが生じることを避ける観点からは、例えば、フリーランスに返信を求める等、事前予告が到達したことを両方で認識できるようにすることも有効です。

Q2. 中途解除の例外事由にある「フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合」はどのように考えればよいでしょうか。

A2: 業務委託契約の内容などを考慮の上、総合的に判断し、30日前の事前予告の保護を与える必要のない程度に重大または悪質なものであるかで判断します。なお、例えば、「フリーランスの責めに帰すべき事由」に該当すると考えられる例は次のとおりですが、これらの例に該当しないと例外事由として認められないものではなく、上記の考え方に沿って判断します。

（該当すると考えられる例）

- ・業務委託に関連して盗取、横領、傷害など刑法犯などに該当する行為のあった場合
- ・業務委託と関連ない場合でも、著しく発注者の名誉や信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの、両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合
- ・業務委託契約上協力して業務を遂行する者などに悪影響を及ぼす場合
- ・業務委託の条件の要素となるような経歴・能力を詐称した場合
- ・フリーランスが、業務委託契約に定められた給付および役務を、合理的な理由なく全くまたはほとんど提供しない場合
- ・フリーランスが、契約に定める業務内容から著しく逸脱した悪質な行為を故意に行い、改善を求めても全く改善しない場合

Q3. 不更新に該当する「断続的な業務委託契約」について、どのような場合に予告が必要ですか。

A3: これまで断続的に業務委託を行っており、それが6か月以上となる場合であって、今後はフリーランスとの取引を停止するなど、最後の業務委託の「契約満了日」以降、1か月以内に次の契約を締結しないことが明らかになった場合には30日前の予告が必要です。



3 義務と禁止行為

一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為

！一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為があります！

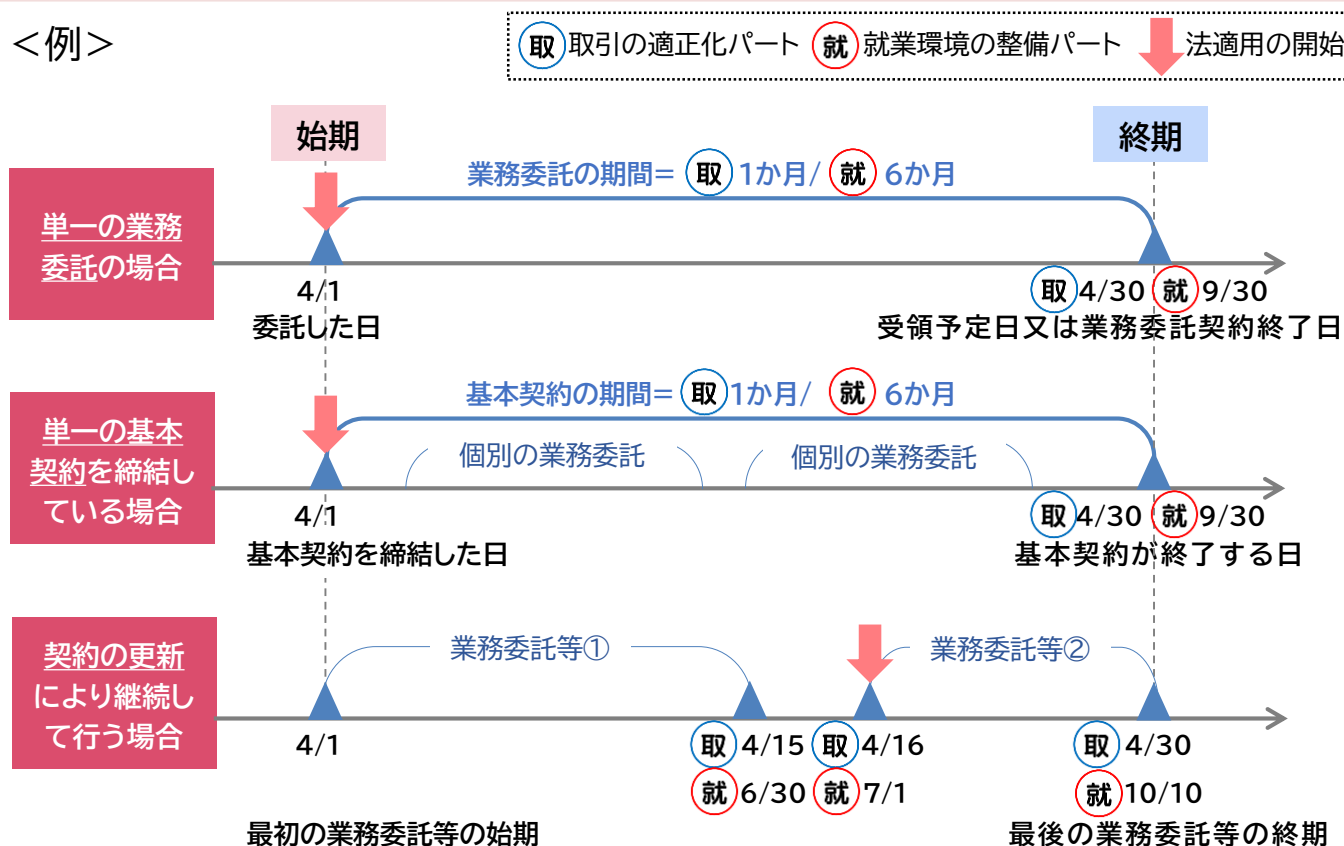
- ・報酬の減額などの禁止行為は「1か月以上」
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮、中途解除等の事前予告などは「6か月以上」の期間の業務委託をする場合が対象となります。

業務委託の期間の始期と終期

ケース	始期	終期
単一の業務委託の場合	業務委託に係る契約を締結した日から 具体的には、 第3条に基づき明示する「業務委託をした日」	業務委託に係る契約が終了する日まで 具体的には、 ①第3条に基づき明示する「給付受領予定日」 ②業務委託に係る契約の終了日 のうち最も遅い日
単一の基本契約(※)を締結している場合	基本契約を締結した日から	基本契約が終了する日まで
契約の更新により継続して行う場合	最初の業務委託等の始期から	最後の業務委託等の終期まで

(※)基本契約とは、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約です。名称は問わず、契約書の形式である必要はありません。

<例>



ここがPoint /

一定期間の「終期」は、給付受領予定日や契約の終了日等の「予定日」で判断しますので、「終期」よりも前または後に、実際に給付を受領したとしても、「終期」は変わりません。

3 義務と禁止行為

一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為

契約の更新について

契約の更新と認められるには、①契約の当事者が同一であり、給付または役務提供の内容が一定程度の同一性を有すること、②空白期間が1か月未満であることのいずれも満たす必要があります。

① 契約の同一性

契約の当事者が同一であり、給付または役務の提供の内容が一定程度の同一性を有すること

判断方法

給付または役務の提供の内容の同一性の判断にあたっては、機能、効用、態様などを考慮要素として判断し、その際は、原則として日本標準産業分類の小分類（3桁分類）を参照します。

※ 当事者間の契約実績や当該発注事業者における同種の業務委託に係る契約の状況などに鑑み、通常、前後の業務委託は一体のものとしてなされている場合などは、上記の考慮要素から、個別に判断します。

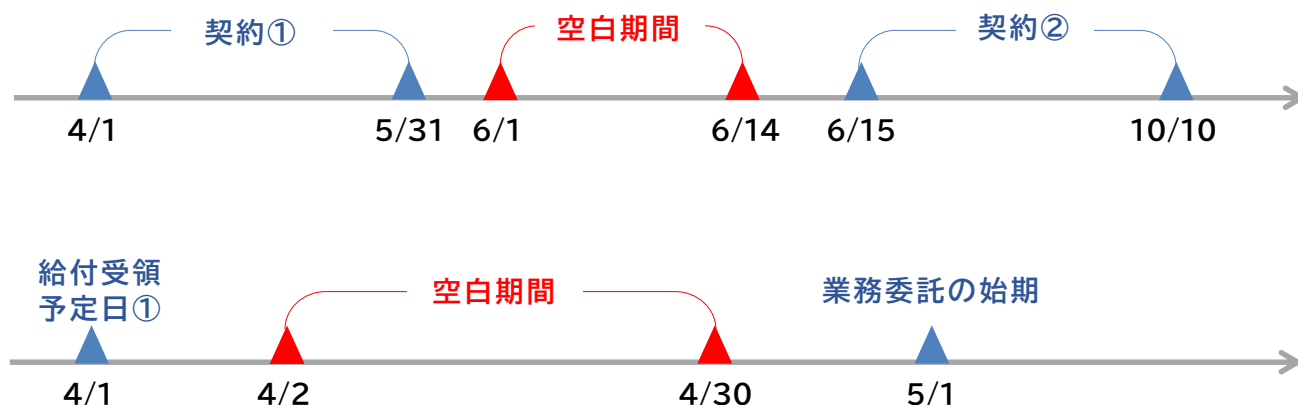
② 空白期間が1か月未満

前後の業務委託の間の期間の日数（空白期間）が1か月未満であること

一定期間以上の業務委託に該当することを逃れるために、空白期間を1か月と1日だけ空けるなどの行為はしないようにしましょう。

空白期間の始期	空白期間の終期
前の業務委託等の終期(※)の翌日 ※ 以下の①～③のうち、最も遅い日 ① 第3条に基づき明示する「給付受領予定日」 ② 前の業務委託に係る契約の終了日 ③ 前の基本契約の終了日 ※ 実際に①の給付受領予定日よりもあとに給付を受領した場合は、その受領日と②③のうち、最も遅い日となります。	次の業務委託等の始期(※)の前日 ※ 以下の①②のうち、最も早い日 ① 次の業務委託をした日 ② 次の基本契約を締結した日

(例)空白期間が1か月未満である例



4 違反行為への対応

(第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条)

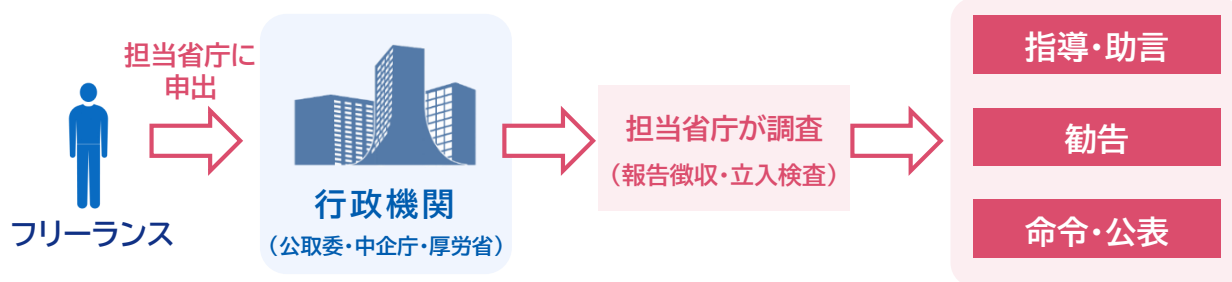
- ・フリーランスは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に対して、発注事業者が本法違反と思われる行為があった場合には、その旨を申し出ることができます。
- ・行政機関は、その申出の内容に応じて、報告徴収・立入検査といった調査を行い、発注事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表をすることができます。命令違反には50万円以下の罰金があります。
- ・発注事業者は、**フリーランスが行政機関の窓口で申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。**

発注事業者に違反と思われる行為があった場合

本法に基づき行政機関へ申出を行う場合

本法の違反があった場合、オンラインなどで申出が可能です！

※ お近くの公正取引委員会(本局・地方事務所等)、経済産業局、都道府県労働局でも可能です。
詳しくは34-36ページをご確認ください。



勧告に従わない場合に、命令・公表を行います。命令違反をした場合、50万円以下の罰金が科せられます。

フリーランス・トラブル110番に相談する場合

法違反なのかよくわからない場合など、広く取引上のトラブルなどがある場合などには、フリーランス・トラブル110番にご相談いただくことも可能です。

(弁護士による電話・メール相談の対応のほか、和解あっせんも実施しています。)



フリーランス・トラブル110番

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口です。

相談者の
希望により

自らで交渉

和解あっせん

行政機関への
申出の支援

申出書の書き方や論点の整理などを支援します。
※ 申出書の作成代行、提出代行はできません。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
 - 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- 2 この法律において「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である前項第一号に掲げる個人及び特定受託事業者である同項第二号に掲げる法人の代表者をいう。
- 3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 事業者がその事業のために他の事業者物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
 - 二 事業者がその事業のために他の事業者役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせるを含む。）。
- 4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
 - 二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。
- 6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 個人であって、従業員を使用するもの
 - 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの
- 7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日(第三項の場合にあっては、三十日)以内に報酬を支払わなければならない。
- 6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(特定業務委託事業者の遵守事項)

- 第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託(政令で定める期間以上の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。))に限る。以下この条において同じ。)をした場合は、次に掲げる行為(第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。
- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
 - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後(第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後)に給付をやり直させること。

(申出等)

- 第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(中小企業庁長官の請求)

- 第七条 中小企業庁長官は、業務委託事業者について、第三条の規定に違反したかどうか又は前条第三項の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 中小企業庁長官は、特定業務委託事業者について、第四条第五項若しくは第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)若しくは第二項の規定に違反したかどうか又は同条第一項(同号に係る部分に限る。)の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

- 第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに特定受託事業者の給付を受領すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第二項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに当該特定受託事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 6 公正取引委員会は、業務委託事業者が第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

- 第九条 公正取引委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 公正取引委員会は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の準用)

第十条 前条第一項の規定による命令をする場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第六十一条、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十条の十二、第七十六条、第七十七条、第八十五条(第一号に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。

(報告及び検査)

- 第十一条 中小企業庁長官は、第七条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 公正取引委員会は、第八条及び第九条第一項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(募集情報の的確な表示)

- 第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報(業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
- 2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

- 第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託(政令で定める期間以上の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。))に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。)の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が妊娠、出産若しくは育児又は介護(以下この条において「育児介護等」という。)と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。
- 2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
 - 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。
 - 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(解除等の予告)

- 第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。)をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 特定受託事業者が、前項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(勧告)

第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令等)

第十九条 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告(第十四条に係るものを除く。)を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告(第十四条に係るものに限り。)を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第二十条 厚生労働大臣は、第十八条(第十四条に係る部分を除く。)及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 厚生労働大臣は、第十八条(第十四条に係る部分に限る。)及び前条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。
- 3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

第四章 雑則

(特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備)

第二十一条 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び助言)

第二十二条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(厚生労働大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十一条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第二十六条 第二十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 条文

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令 (政令第199号)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(政令第200号)

(法第五条第一項の政令で定める期間)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

(法第十二条第一項の政令で定める事項)

第二条 法第十二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
- 三 報酬に関する事項
- 四 契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)に関する事項
- 五 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

(法第十三条第一項の政令で定める期間)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、六月とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(令和六年十一月一日)から施行する。

(公正取引委員会事務総局組織令の一部改正)

2 (略)

規則・省令・指針・ガイドラインなど、その他の関係する法令については、
以下の二次元コードからご覧ください。

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(規則)



取引の適正化に関する内容のうち、業務委託をした場合の明示事項、書面又は電磁的方法による明示の方法など(第3条)、再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項(第4条第3項)等の具体的な内容について定めるものです。

特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針(指針)



就業環境の整備に関する内容のうち、募集情報の的確表示義務(第12条)、育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)、ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)について発注事業者が適切に対応するために必要な事項について定めるものです。
なお、中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)の解釈については、解釈ガイドラインにおいて定めています。

厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(省令)



就業環境の整備に関する内容のうち、的確表示義務の対象となる募集情報の提供方法(第12条第1項)、業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントとなる言動の対象事由(第14条第1項第2号)、契約の解除の事前予告の方法及び事前予告の例外事由(第16条第1項)、契約の解除の理由開示の方法及び理由開示の例外事由(第16条第2項)、厚生労働大臣の権限の委任(第23条)等の具体的な内容について定めるものです。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方(解釈ガイドライン)



本法の運用の統一を図るとともに、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、本法等の解釈を明確化することを目的としたものです。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方(執行ガイドライン)



本法の運用の透明性を確保するため、本法と独占禁止法及び下請法との適用関係等を示したものです。

6 問い合わせ先

1 相談について

来局や電話によるご相談は、以下の窓口にご連絡ください。

申出受付フォーム掲載ページ

2 行政機関への申出について

発注事業者が本法に違反すると思われる行為を行っている場合には、フリーランスは、行政機関へその旨の申出が可能です。

申出を希望する場合には、オンラインによる申出をご利用ください。



※ 来局での申出も可能ですが、その場合、申出内容が取引の適正化に関する事項の場合は公正取引委員会と中小企業庁、就業環境の整備に関する事項の場合は厚生労働省の以下の相談窓口においてそれぞれ受け付けます。

相談先一覧

【内容が取引の適正化に関するもの(第3条、第4条、第5条、第6条第3項)のみの場合】

公正取引委員会 事務総局

経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室

〒100-8987

千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

TEL 03-3581-5479(直)

(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎

TEL 011-231-6300

(管轄区域:北海道)

東北事務所

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

TEL 022-225-7096

(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

中部事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-961-9423

(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 06-6941-2206

(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

TEL 082-228-1502

(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所

〒760-0019

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館

TEL 087-811-1754

(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州事務所

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

TEL 092-437-2756

(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階

TEL 098-866-0049(直)

(管轄区域:沖縄県)

中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912

千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1669(直)

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808

札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

011-700-2251(直)

(管轄区域:北海道)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

022-217-0411(直)

(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課

〒330-9715

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

048-600-0325(直)

(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510

名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎

052-951-2860(直)

(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

06-6966-6037(直)

(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

082-224-5745(直)

(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館

087-811-8564(直)

(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎

092-482-5450(直)

(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

098-866-1755(直)

(管轄区域:沖縄県)

6 問い合わせ先

【内容が就業環境の整備に関するもの
(第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項)のみの場合】

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-709-2715
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階	022-299-8844
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
福島	960-8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階	024-536-4609
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎4階	029-277-8201
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6269
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階・2階	043-306-1860
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階	03-6867-0211
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7380
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3511
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-3947
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-227-0125
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310
愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階	052-857-0312
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎2階	059-226-2318
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階	075-241-3212
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6949-6494
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0820
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
和歌山	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4F	073-488-1170

※部署名は雇用環境・均等部または雇用環境・均等室です。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階	0857-29-1709
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1161
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
高知	781-9548	高知市南金田1-39 4階	088-885-6041
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4894
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4380

※部署名は雇用環境・均等部または雇用環境・均等室です。

フリーランスが発注事業者等との取引上のトラブルなどがある場合に弁護士にワンストップで相談できる窓口

詳細は28ページをご覧ください。



フリーランス・トラブル110番

0120-532-110

(受付時間9:30~16:30 土日祝日を除く)



関係省庁委のHPでは詳しい資料、最新の情報を提供しています。ぜひご利用ください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省